治水上支障となる土砂除去に関する仕組みの構築を求める意見書

異常気象による台風の大型化やゲリラ豪雨の多発化に伴い、全国各地において、 甚大な浸水被害が発生しており、徳島県においても、平成26年8月の台風11 号及び12号により甚大な被害を受けたところである。

河川内に堆積した土砂は、流水を阻害し、流下能力の低下及び河床の上昇を招くことから、浸水被害を助長するものであり、その適切な除去は、災害予防の観点から非常に重要なものである。

このため、堆積した土砂や繁茂した立木、さらには、流木などの漂流漂着物については、河川管理者自らが維持管理の一環として除去するとともに、民間事業者が砂利採取により除去を行ってきたところである。

しかし、近年の厳しい地方財政の下、維持管理予算の確保は大きな課題となっており、一方で、公共工事の減少や、砂利採取における採算性の問題に加え、コンクリート用骨材が河川砂利から砕石に移行したことにより、砂利採取の需要も著しく減少しているのが現状である。

この状況を放置しておけば、土砂の堆積は進行し、洪水発生時には、浸水被害を拡大させることが危惧される。

よって、国においては、災害防止の観点から、河床の安定を恒久的に図るため、河川内に堆積し、治水上支障となっている土砂を継続的に除去できる仕組みを構築されるよう、強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年3月9日

徳島県議会議長 森 田 正 博